

労務アドバイス VOL.1 ストレスチェック制度

昨年の法改正により、常時雇用する従業員数が50名以上の会社は「ストレスチェック」を実施し、その結果を健康診断の結果と同様に、1年に1回、所轄の労働基準監督署に届出ることが義務となりました。昨今「うつ病」を始めとしたメンタル不調を理由とし、長期に及ぶ休職者が大変増えています。職場でメンタル不調による休職者が出ると、周りにいる同僚や会社自体も、その欠員の補充や、カバーなどで、さらにメンタル不調者を生むという負の連鎖に陥ることも多く、早期の解決が望まれます。今回そのような実態が多いことを受けて、「ストレスチェック制度」が施行されました。

まずは職場でメンタル不調者を出さないよう、予防が大切ですが、ストレスチェックの項目自体は57項目の簡単な質問に答えることで、自分のストレスがどのような状態にあるのかを把握することができます。質問の項目は、①自身の仕事について②自身の精神状態について③職場や家庭の環境について④仕事と家庭の満足度についてと大きく分けて4つのカテゴリーに分かれています。ポイントとしては、正確な調査結果を出すために、調査の結果については、人事権を持つ上司や経営者などは知ることができない点です。社内で事務を担う担当者を選出する場合は、人事権のない方を選出することになります。選出された事務の担当者は、誰が高ストレス者であるかを把握することとなりますが、その情報は、決して経営者等に開示してはなりません。また、事務担当者は、高ストレス者に対し、「あなたは高ストレス者と判定されましたので、医師の面接を受けることをお勧めします」などといった、面接勧奨をすることとなりますが、この勧奨も、口頭ではなく、書面で行うこととなります。この段階では、会社(経営者)は、誰が高ストレス者であるかを知ることができませんが、本人から医師の面接の申し出があれば、その時点で会社も高ストレス者が誰であるかを把握することとなります。そして、医師の面接の結果、医師より就業上の配慮が必要との助言があった場合は、何らかの配慮をしなければなりません。

50人未満の事業所では、まだこのストレスチェックに関し、実施の義務はありませんが、この機会に社員自身のストレスがどのような状態にあるのかを把握してもらってもよいと思います。



社会保険労務士法人リップル

〒274-0063

千葉県船橋市習志野台 2-12-29 ASビル 202号

TEL:047-496-0600 FAX:047-496-0601

e-mail:info@sr-ripple.com

URL:http://sr-ripple.com